

市長提案説明

～令和7年第4回(9月)市議会定例会～

(令和7年8月26日)

本日ここに、令和7年第4回諏訪市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

第77回を迎えました、夏の風物詩、諏訪湖祭湖上花火大会は、天候にも恵まれ、新たに競技花火に音楽とのコラボレーションを実現した「音楽スターマイン」を導入するなど、例年以上に華やかさを増し、盛大に開催することができました。これもひとえに、3年連続で過去最高となる協賛金をいただきました企業の皆様をはじめ、本大会に携わっていただきました全ての関係各位のご協力の賜物であり、心より感謝を申し上げます。

さて、この夏は、7月の日本の平均気温が統計開始以降最高となり、3年連続で過去最高を更新したほか、県内においても連日にわたり熱中症警戒アラートが発表されるなど、記録的な猛暑に見舞われました。こうしたなか、諏訪市では、7月28日から新たに指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の運用を開始し、熱中症特別警戒情報が発表された際の一時避難施設として、すわっチャオをはじめ公共施設4か所と民間施設2か所を指定いたしました。その後、開放可能な民間施設を募集したところ、現在までに官民合わせて17施設へと拡充をしております。まだまだ暑い日が続いておりますので、こうした施設もご活用をいただき、熱中症による健康被害の防止にご留意いただきますようお願いいたします。

政治の分野では、7月20日に参議院議員通常選挙が執行され、選挙区における全国の投票率が6.46ポイント上昇するなか、当市の投票率は60.97%で、前回より3.18ポイント上昇しました。注目度が高い選挙となるなか、新たに増設したすわっチャオも含め、市内3か所における期日前投票者数は12,816人で、前回の参院選より1,765人増え、衆院選も含めて過去最多を記録いたしました。また、4つの当日投票所で投票終了時刻を繰り上げることといたしましたが、同じ上諏訪地区にある、すわっチャオ期日前投票所を利用していただくなど、投票機会を確保し、円滑に投票していただくことができたものと感じております。

選挙の結果を受け、与党は衆参両院ともに過半数割れとなるなか、秋に想定される臨時国会での日米関税合意を受けた経済対策やガソリン税の暫定税率廃止、教育の無償化などが本格的に議論されるなど、私たち地方財政にも大きな影響を及ぼすことが予想されることから、引き続き国の動向に注視をしております。

続いて、最近の市政の動きにつきまして、主なものを3点申し上げます。

1点目は、消防団の活動支援についてであります。7月13日に行われました長野県消防ポンプ操法大会におきまして、諏訪地区代表として出場をいたしました消防団第5分団が、

ポンプ車操法の部で見事優勝を果たしました。諏訪市消防団といたしましては、昨年の第8分団に続く2年連続の快挙となり、改めて諏訪市全体としての消防技術のレベルの高さを示していただきました。この活躍は、団員のみならず、市民にとっても大きな誇りであり、深い敬意と感謝を表すものであります。地域防災の中核を担う消防団につきましては、今後も団員の確保と負担軽減に努め、消防施設や消防車両等の効率的な運用を図ることによって、地域に密着した活動の充実とさらなる体制の強化に向け、支援をしてまいります。

2点目は、スマートインターチェンジについてであります。諏訪湖の新たな玄関口となる「諏訪湖スマートインターチェンジ」が7月27日に開通をいたしました。当日は、岡谷市との共同による開通式典を執り行い、豊田小学校の児童による合唱、諏訪清陵高校書道部のパフォーマンス、諏訪市消防団ラッパ隊による演奏などが行われ、現地に祝賀ムードが満ちあふれておりました。これまでの事業推進にご支援、ご協力を賜りました関係各位に、心より感謝を申し上げます。今後は、スマートインターチェンジの活用によって、観光振興、産業発展、救急医療への支援、防災機能の向上など多岐にわたる効果が期待されます。引き続き、周辺道路の整備による安全の確保と良好な景観形成の向上などに努め、より一層魅力的な「高原湖畔都市」の実現を目指してまいります。

3点目は、7月29日に開催いたしました市政懇談会「ゆかり市長とまちかどトーク」についてであります。今年度は、初めての試みとして、市公式YouTubeチャンネルによるオンラインでの生配信において、チャット機能を活用した意見交換を実施いたしました。当日は、会場に20人、オンラインにて約40人の皆様にご参加をいただき、今年度の主要事業の概要をご紹介した後、市政について日頃感じていることなどに関して、参加者の皆様との意見交換を行いました。情報ツールの活用により、時代に合った開催方法になったものと手応えを感じております。今後も、市内で活動する団体やグループ等のもとへ直接訪問をして懇談する「ゆかり市長の出張トーク」や、市長へのてがみ、電子メールによる市政提言制度など、あらゆる機会を捉えて、引き続き広く市民の皆様のお声をいただきながら、市政の推進に努めてまいります。

それでは、本日提案をいたしました各議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、報告案件であります。

報告第8号は、「令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の報告について」で、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。財政健全化判断比率の4指標のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる会計において赤字額がありませんので、比率は生じておりません。実質公債費比率は7.9%、将来負担比率は42.4%で、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、公営企業資金不足比率につきましては、対象となる会計において資金の不足額はありませぬので、比率は生じてお

りません。

次に、報告第 9 号及び第 10 号は、「和解及び損害賠償の額を定めるについて」の専決処分
の報告であります。

過日、議員各位にご報告をいたしました城南小学校及び市道上における車両の物損事故
につきましては、いずれの案件も早急に和解し、損害賠償をする必要がありましたので、
諏訪市議会の委任による長の専決処分事項の指定に基づいて、専決処分をいたしました。

続いて、承認第 6 号「令和 7 年度 一般会計補正予算 第 2 号」につきましては、過日、
総務産業委員会におきまして、あらかじめお願いをいたしました、定額減税不足額給付金
の給付に係る経費の補正予算につきまして、専決処分の承認をお願いするものであります。

内容は、昨年度に実施をいたしました定額減税調整給付金の給付額が令和 6 年所得税額
の確定に伴い過少となった場合等に、対象者に対して、その差額を定額減税不足額給付金
として給付するもので、給付金及び委託料等の事務費を計上したものであります。補正額
は 2 億 5,618 万 3,000 円で、累計額は 234 億 4,696 万 1,000 円となり、補正額の全額を国
庫支出金により措置いたしました。

次に、議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第 38 号「工事請負契約をするについて」は、諏訪市文化センター大規模改修工事の
建築主体工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回提案をいたしました工事につきましては、去る 8 月 7 日に一般競争入札を行い、総
合評価落札方式によって、13 億 6,950 万円でスワテック建設株式会社が落札し、8 月 13
日に仮契約を行いました。

なお、本議案につきましては、早急に工事を施行するため、本日中にご審議をいただき、
ご決定をいただきますようお願いいたします。

次に、議案第 39 号「諏訪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、人
事院規則の一部が改正され、部分休業制度において新たな取得形態を追加するとともに、
妊娠・出産等について申し出をした職員や 3 歳に満たない子を養育する職員に対する育児
に係る両立支援制度に関する情報提供、意向確認等を行うための規定を追加するなど、所
要の改正を行うものであります。

続いて、議案第 40 号は、「諏訪市児童遊園条例の一部改正について」であります。南大
熊観音堂前児童遊園につきましては、共同管理を行う地元区より廃止を希望する申し出が
あり、利用頻度の減少や遊具の老朽化に加え、代替する児童遊園が近隣にあることや敷地
所有者の同意を得ていることなどの現状を鑑み、廃止することとしたため、本条例の一部
を改正するものであります。

次に、議案第 41 号「諏訪市総合福祉センター条例の一部改正について」は、「障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴い、同法を引用している条項の項ずれの改正を行うものであります。

続いて、議案第 42 号「諏訪市障がい者福祉作業所条例の一部改正について」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正により、新たな障害福祉サービスとして「就労選択支援」が創設されることを受け、福祉作業所さざ波の家において、「就労選択支援」のサービスを新たに開始するとともに、これまで規定していた「生活介護」のサービスを廃止するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 43 号「諏訪市水道事業給水条例等の一部改正について」は、令和 6 年能登半島地震において、地元の工事事業者の被災等によって、給排水設備の復旧が長期化したことを踏まえ、災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者等による給排水設備工事の実施を可能とするため、関係する 3 本の条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第 44 号及び第 45 号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。霧ヶ峰リフト及び霧ヶ峰キャンプ場につきましては、いずれの施設も令和 8 年度から指定管理者による管理運営を行うよう候補者を公募したところ、霧ヶ峰リフトには 1 社、霧ヶ峰キャンプ場には 4 社の応募がありました。この 2 件につきましては、6 月に開催いたしました選定審査会におきまして審査をした結果、霧ヶ峰リフトには株式会社 ActWorks、霧ヶ峰キャンプ場には株式会社アポルタがそれぞれ候補者として選定されましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。なお、指定期間は令和 8 年 4 月より 5 年間となります。

続いて、議案第 46 号から第 48 号までは、「令和 6 年度 水道事業会計、温泉事業会計及び下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について」であります。地方公営企業法の規定によって、利益の処分については議会の議決を経て行うこととなっているため、水道事業会計ほか 2 会計につきまして、決算の認定とあわせて利益の処分について議決をお願いするものであります。

次に、議案第 49 号「令和 7 年度 一般会計補正予算 第 3 号」は、補正額 6 億 3,053 万 7,000 円で、累計額は 240 億 7,749 万 8,000 円となります。

歳出につきまして各科目別に主な内容を申し上げます。

はじめに、総務費は、補正額 1 億 2,800 万円で、総務管理費に旧東洋バルヴ諏訪工場建屋の照明器具に使用されていた高濃度 PCB の運搬処分に要する経費を計上するとともに、令和 6 年度実質収支が確定したことなどに伴う財政調整基金への積立金を追加計上いたしました。また、物価高騰の影響を受けている市民の家計への支援として、市内小売業やサービス業等で使用できる電子プレミアム商品券の発行に要する経費を計上いたしました。

次に、民生費は、補正額 170 万 7,000 円で、児童福祉費にひとり親家庭の就業支援として支給している高等職業訓練促進費の追加分を計上しております。

続いて、衛生費は、補正額 17 万 2,000 円で、保健衛生費に諏訪中央病院組合が運営する介護老人保健施設やすらぎの丘の老朽化に伴う躯体等調査に要する負担金を計上いたしました。

農林水産業費は、補正額 2 億 4,892 万 7,000 円で、農業費に新規就農者が経営発展のために機械等を導入する経費に対する補助金や老朽化した共同利用施設の再編・集約のために信州諏訪農業協同組合が実施する穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備に要する経費に対する補助金を新たに計上いたしました。また、市場費には、老朽化に伴う市場水産棟の屋根の防水改修工事に要する経費を計上しております。

次に、商工費は、補正額 6,400 万円で、商工費に物価高騰の影響を受けている事業者を支援し、需要の喚起や消費の下支えを図るため、市内の事業所等が利用できるプレミアム付きの事業者間取引券を発行する経費を計上するとともに、観光費には、霧ヶ峰リフト事業会計繰出金を追加計上いたしました。

終わりに、教育費は、補正額 1 億 8,773 万 1,000 円で、教育総務費に、目、学校建設費を新設し、南部地区小中一貫教育学校建設基本構想に基づく、学校建設に向けた用地購入費を計上いたしました。社会教育費には、新しい健康教育事業に要する経費を計上いたしました。これは、蓼科保養学園の魅力や運営を通じて蓄積した経験等を継承しながら、現代的な健康課題に着目し、児童の健全な心身の発展及び生きる力の基礎の育成を図る新たな取組として実施するものです。保健体育費には、令和 10 年度開催の国民スポーツ大会において、セーリング競技の会場となる諏訪湖ヨットハーバーの管理棟やスロープなどの建設に必要な設計等委託料を計上するとともに、諏訪市、岡谷市、下諏訪町の共同開催となりますトライアスロン競技の事務局の設置に要する負担金を計上しております。

以上、補正額 6 億 3,053 万 7,000 円に対し、特定財源は 5 億 427 万 4,000 円で、一般財源必要額は 1 億 2,626 万 3,000 円となり、繰越金をもって措置いたしました。

予算の第 2 条は、地方債の補正であります。南部地区小中一貫教育学校整備事業の追加で、1 億 6,430 万円の増となります。

続いて、議案第 50 号「令和 7 年度 霧ヶ峰リフト事業特別会計補正予算 第 1 号」は、補正額 2,300 万円で、累計額は 6,307 万 2,000 円となります。内容は、議案第 44 号で提案をしております公の施設の指定管理者の指定によりまして、令和 8 年度から霧ヶ峰リフト事業の運営を指定管理者制度に移行する見通しが立ったことから、本年度以降のリフト事業の営業に必要な施設などの整備に要する費用を計上するもので、一般会計からの繰入金によって措置をいたしました。

議案につきましては、以上であります。

最後に、認定第 1 号から第 6 号までは、「令和 6 年度一般会計」及び「各特別会計」の歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法の規定に基づき、監査委員の意見を付けて提出するものであります。

以上で、本日提案をいたしました議案の説明を終わります。よろしくご審議をいただき

ますようお願いを申し上げます。

なお、本議会の最終日には、「教育委員会委員の任命について」の同意案件及び「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて」の諮問案件を追加提案する予定でありますので、あらかじめご承知くださいますようお願いを申し上げます。